2　今後の公営企業の経営の方針
⑴　健全な経営の確保に関する事項
①　収入の増加に関する事項
・今後は株式会社三興が、遅滞なく月々の土地使用料を納めるよう契約の遵守を求め歳入の確保に努めます。
②　支出の削減に関する事項
・針テラス事業を行うための用地取得の財源は、地方債を発行することにより確保した。この地方債の償還は、平成12年９月から平成41年９月までの30年間で計画している。平成22年３月には借入金を低利に借り換え、以後の歳出の削減を行っている。
⑵　その他公営企業の経営の合理化に関する事項
・針テラス事業の円滑な推進、発展のために設置した針テラス事業協議会を定期的に開催する。

○総務省告示第八十四号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第二十八条第三項（健全化法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、健全化法第二十八条第一項（健全化法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。また、健全化法第十八条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

平成二十四年三月二十六日　　総務大臣　川端　達夫

一　健全化法第二十八条第一項の規定による報告の概要

北海道洞爺湖町　財政健全化計画実施状況報告（要旨）
1　具体的な措置の実施状況
・特別職の給与の独自削減率を18.2%から30.4%までに拡大するとともに、一般職の独自削減率も9.2%から14.6%までに拡大した。
・保育料の負担水準を国の保育料基準の70%から75%までに改正するなど受益者負担の適正化を実施した（当初計画どおり）。
・普通建設事業の抑制にあわせ、補助金等を活用し、一般財源による支出を抑制した。
2　歳入及び歳出に関する計画の実施状況
・財政健全化計画における平成22年度中の効果計画額と実績額の比較

（単位：百万円）

内容	効果額	
	計画額	実績額
給与の独自削減の拡大	91	99
町税等の歳入確保と負担の適正化	6	6
普通建設事業の抑制	10	55

3　健全化判断比率の状況

（単位：%）

内容	計画前年度（20年度）	計画初年度（21年度）		第２年度（22年度）		最終年度（24年度）
	実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
実質公債費比率	29.8	28.5	28.3	27.3	25.5	23.9

4　その他財政の早期健全化に必要な事項の措置の実施状況
・保育所統合の検討及び町立洞爺高校のあり方についての検討を実施。

青森県大鰐町　財政健全化計画実施状況報告（要旨）
1　具体的な措置の実施状況
・歳入において、家庭ごみ収集の有料化、未利用財産の売却及び固定資産税の税率改正を実施。
・人件費の削減を実施（当初計画どおり）。
・スキー場管理運営の見直しを実施（当初計画以上）。
2　歳入及び歳出に関する計画の実施状況
・財政健全化計画における平成22年度中の効果計画額と実績額の比較

（単位：百万円）

内容	効果額	
	計画額	実績額
家庭ごみ収集有料化	11	11
人件費の抑制	87	95
公債費負担の軽減	3	3
施設管理の見直し	50	70
未利用財産の売却	5	5

3　健全化判断比率の状況

（単位：%）

内容	計画前年度（20年度）	計画初年度（21年度）		第２年度（22年度）		最終年度（24年度）
	実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
将来負担比率	392.6	371.6	367.0	359.0	323.1	343.0

4　その他財政の早期健全化に必要な事項の措置の実施状況
・平成24年度以降の職員給与等の削減については、平成23年度中に方針を決定する。
・第三セクターの債務の償還方法等について関係金融機関と協議を実施し、本計画に棚上利息等の支払方法を反映のうえ、平成22年度内に見直し協議を成立させることとしていたが、現在協議は継続中のため、協議を早期に成立させ平成23年度中に計画を変更する予定である。

大阪府泉佐野市　財政健全化計画実施状況報告（要旨）
1　具体的な措置の実施状況
・普通財産や処分可能な里道・水路を売却した（当初計画以下）。
・使用料等の公的債権の一体徴収に向けた取組及び３年ごとの使用料等額の検証を行った（当初計画以下）。
・ふるさと応援寄附金について、更に広く寄附を募った（当初計画以上）。
・特別職の報酬及び一般職の給与、議員報酬のカット等を実施した（当初計画以下）。
・下水道事業への基準外繰出金を削減した（当初計画以下）。
・指定管理委託料等の物件費及び補助金の削減、特別旅費等の内部事務経費の削減を行った（当初計画以上）。
・関係機関等と協議を進め、宅地造成事業における第三セクター等改革推進債の償還期間を30年とし、文化センターに係る地方債償還の借換えを不均等償還とした（当初計画どおり）。
・国・府への要望を行い、府貸付金の更なる確保、宅地造成事業における第三セクター等改革推進債の公的資金による充当、臨時財政対策債制度及び算定基準の見直しにより普通交付税を確保した（当初計画以上）。